

特別市・大都市行財政制度特別委員会記録
【 速 報 版 】

令和8年8月7日開会

速報版

- ・ この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・ 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午後1時30分

◎ 開会宣告

- 磯部圭太委員長 これより委員会を開会いたします。
欠席委員は渋谷委員です。

◎ 指定都市の「令和9年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」について

- 磯部圭太委員長 それでは、議題に入ります。

初めに、指定都市の令和9年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）についてを議題に供します。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

当局の説明を求めます。

- 原田行財政局長 よろしくお願ひいたします。

それでは、指定都市の令和9年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について、資料に沿いまして御説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

初めに、1の通称：青本についてはということでございますが、青本は大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年税財政制度の改正に関して、中長期的な観点から指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものでございます。この青本を使いまして、主に年末の国予算の編成や税制改正に向けまして、例年10月から11月に幹事市の市長、議長による要望や各市担当委員会の委員による党派別要望の形で要望を実施しております。

3ページへお進みください。

次に、2の令和9年度に向けた青本要望についてでございます。

現時点の要望事項案を御説明いたします。

まず、税制関係では5点を要望してまいります。

1の真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正について、税源移譲により、国・地方間の税の配分をまずは5対5とし、さらに国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくことなどを求めてまいります。

2の大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化について、大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充することを求めていきます。

3の事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設について、道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設することを求めてまいります。

4ページを御覧ください。

4の個人住民税の一層の充実について、市町村の基幹税目であり税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中でより一層の充実を図ることを求めてまいります。

5の固定資産税等の安定的確保について、固定資産税は国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図るこ

となどを求めてまいります。

5ページを御覧ください。

続いて、財政関係につきましては4点を要望してまいります。

6、国庫補助負担金の改革について、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することなどを求めてまいります。

7の国直轄事業負担金の廃止について、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については地方負担を廃止することなどを求めてまいります。

6ページを御覧ください。

8の地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止について、地方交付税については国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保することなどを求めてまいります。

9の地方債制度の充実について、令和8年度までとされております公共施設等適正管理推進事業債について、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう恒久的な措置とするとともに、公用施設も対象とすることなどを求めてまいります。

それぞれ要望事項の詳細につきましては、現在指定都市間で文案の最終協議を行っているところでございます。現時点の要望文案を添付しておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。

7ページを御覧ください。

続いて、3の令和9年度の青本の進め方について御説明いたします。

(1)に記載のとおり、本日委員の皆様には御説明をいたしました後、8月中旬頃の財政担当局長会議において原案を確定し、9月下旬に本委員会において再度御説明をいたします。9月末から10月上旬に、各市において市長、議長の決裁手続を行うという流れで青本を作成してまいります。

また、(2)のとおり、10月上旬から中旬にかけて、各市の税財政関係特別委員会の委員長会議が開催され、党派別要望行動の進め方が協議・決定されます。

8ページを御覧ください。

要望行動につきましては、(3)のとおり、10月中旬から下旬にかけて、内閣府、総務省をはじめとする関係省庁や衆参両院の総務委員会に対し、幹事市である北九州市による要望行動が行われます。また、例年11月上旬から中旬にかけて、党派別の要望行動が行われます。委員の皆様には、それぞれの政党に対します要望を実施していただくことになります。

引き続き各市と協力をいたしまして国等へ働きかけを行ってまいりますので、委員の皆様には今後とも御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

御説明は以上でございます。

○ 磯部圭太委員長 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○ 磯部圭太委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇

◎ 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

- 磯部圭太委員長 次に、特別市制度の創設に向けた検討状況等についてを議題に供します。
当局の説明を求めます。
- 齊藤政策経営・国際戦略局長 よろしく願いいたします。
特別市制度の創設に向けた検討状況等につきまして、橋田大都市制度推進本部室長より御説明いたします。
- 橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 それでは、お手元にお配りしております資料に基づき説明をいたします。
- 1、特別市に関する直近の主な動向についてでございます。
- 2ページを御覧ください。
- 6月25日に本市の附属機関、横浜市大都市自治研究会より、特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申を受領いたしました。
- 6月29日には全国知事会で第2回大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム会議が開催されました。
- 7月9日には市長から総務大臣に対し、特別市の早期法制化の実現に関する横浜市、本市の独自要望を実施いたしました。
- 7月15日には第34次地方制度調査会第7回専門小委員会が開催され、特別市を含む大都市地域における行政体制の在り方について審議がされました。
- 7月17日には全国知事会議で大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム中間とりまとめが報告されました。中間取りまとめでは、数々の課題や懸念を明確に払拭することなく、特別市を法制化することには反対との見解が示されております。
- 7月22日には第65回指定都市市長会議及び第2回多様な大都市制度実現プロジェクトが開催され、指定都市市長会議の中で総務大臣と多様な大都市制度の早期実現についての意見交換が行われました。
- 3ページを御覧ください。
- 特別市に関する県内の主な動向についてでございます。
- 6月1日及び22日の2度にわたりまして、横浜、川崎、相模原の3政令市の市長連名で、県知事に対し、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会の開催を申し出ております。県知事の知事と3政令市長のみで協議を行うことは不可能との回答により、現在まだ開催に至っていない状況でございます。
- 7月8日には海老名市長、県町村会会長、県知事の3名連名で、3政令市長に対し、特別市制度に関する神奈川県6者会議の開催申出がありました。
- 7月10日には県内三政令市市長・正副議長懇談会を開催し、特別市の早期法制化の実現に向けた横浜市・川崎市・相模原市の共同メッセージを取りまとめました。当日は渡邊議長、尾崎副議長にも御出席いただいております。
- 7月28日には県知事等に対し、特別市制度に関する神奈川県6者会議の開催申出について、まずは四首長懇談会において県知事と3政令市長が建設的かつ冷静な議論を行う環境を整え対話を行っていくべきであり、その上で客観的なデータに基づく情報を県内市町村等に伝えていく必要があると回答しております。
- 4ページを御覧ください。

3、横浜市大都市自治研究会答申について、答申の主なポイントを簡潔に御説明いたします。

1点目の県の総合調整機能への支障については、特別市と県の協議・調整の仕組みの構築などにより解決可能であること、3点目の県税の大幅な減少による財源不足については、行政サービスに影響が生じないよう特別市と県の財政需要を十分に精査した上で、国において財政中立の観点から適切な財源配分が行われるべきとの見解が示されております。

5ページを御覧ください。

4点目の行政と住民の距離が遠くなるのではないかについては、特別市は行政区を単位に住民自治を制度的に強化することが必要であるとの見解が示されております。

今後、本答申を基に特別市に関する議論を深めるとともに、第34次地方制度調査会での議論の状況も踏まえ、横浜特別市大綱の改訂等を行ってまいりたいと考えております。

6ページを御覧ください。

参考資料として、資料1から3の関連リンクを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

○ 磯部圭太委員長 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ 花上喜代志委員 御説明いただいてありがとうございました。

今日の神奈川新聞に厚木市議会の意見書、これが全会一致で可決したという、そうした記事が出ていたわけですが、今県下市町村会が神奈川県と一体となって、この特別市について反対のそうした動きをしているということについて我々も非常に危惧しているのですけれども、政令指定都市とそれから一般市町村、これが分断され対立が生まれている今の状況というのは決して好ましいことではないと思うのですけれども、我々が取り組んできた特別市について、これまで何年もかけて取り組んできたわけけれども、十分それが理解されてこなかったと、こういうことなのかなと思うのですけれども、それにしても神奈川県が異常と言っていいぐらいに県下市町村長に働きかけをして反対の機運をつくっているということは、これは我々からするとあってはならないことだと思うのだけれども、今いろいろ御説明いただいたこれまでの流れを踏まえて橋田室長に聞くのが一番いいのかと思うのだけれども、この今の状況というのをどのように受け止めているのか、その認識をお尋ねしたいと思います。

○ 橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 ありがとうございます。今回、こういう反対の要望等が出ているという動きについては、やはり第34次地方制度調査会で具体的な審議事項として大都市地域における行政体制、いわゆる特別市について審議をしていくというステージに上がっているということが大きな課題認識としてあると思っています。

委員の皆様方も御承知のとおり、地方制度調査会というのは基本的には地方自治法等の改正をしていく、地方自治制度を大きく変えていくときには必ずこの審議会での議論を経て、答申をいただいた上で通常は閣法で法案を政府が出していくと、そういう手続になっておりますので、基本はやっぱりその法律を改正することも含めて議論を深めていくということが今回特別市の法制化の議論に結びついているという状況がございます。

したがって、これまで本市は長年にわたってこの問題を調査・研究してきておりましたけれども、構想の段階から具体的に法制化の段階、そこにステージが多分移っているということに対して、知事会もプロジェクトをつくってこの法制化を反対していくと、法制化は慎重にやるべきだという議論になっているということ

は、やはり国レベルで特別市についてしっかり議論をして、法制化に向けてどういった課題があるのか、それをどうすればクリアできるのか、そういう議論をこれから深めていくと、そういうステージに立ったことに対する危機感をやはり知事会サイドはかなりお持ちになっているのではないかと考えております。

- **花上喜代志委員** 今の御答弁どおりだと思うのですが、地方制度調査会で法制化に向けたそうした動きが出ているというのは我々にとっても心強い話だとは思いますが、あまりにも動きが、歩みが遅いと、こういう実感を持っているのですけれども、今特にこの特別市をつくるに当たっての抵抗勢力というのは、全国の知事会が何としてもこの特別市を潰そうと、こういう動きをしているというのはもう明治時代からそういう動きがあったということで実に時代認識が遅れているなど改めて思うわけなのですが、前回のこの委員会で私が廃藩置県から特別市のこの動きまで歴史的な経緯をお話いたしましたけれども、今なお全国知事会が抵抗勢力的なそういう動きをして、大都市である横浜などの特別市実現に向けた取組を軽視している、そういった時代認識の誤りというのは手厳しく批判していかなければいけないと思うのですが、今の状況を見て改めてどういう認識を持っているのか。特にさっき言ったように、神奈川県下の市町村長などがこの特別市について反対という意向を表明していると、このことは非常に特別市実現に向けては手かせ足かせになっていると思うので、国の動きとそれから神奈川県のような動き、こういうのを見てどういう所感をお持ちなのか、これを聞かせていただければと思います。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今、委員がお話が合った都道府県、市町村の制度ができてもう100年以上たっているわけなのですが、今回地方制度調査会においては、この大都市制度の議論と同時に国、都道府県、市町村間の役割分担というのも議論の大きな柱になっております。

国のほうもやはり人口減少が非常に深刻化していく中で、2050年には全国1700の市区町村の4割が人口1万人を切ってしまうと、47都道府県のほぼ半数が人口100万人を切ってしまうと、それぐらいの人口減少の加速が進んでいくと。そういう中で人材の不足とか偏在とかデジタルの技術の進歩とか、そういう大きな流れの中でやはりこの地方自治制度の在り方をどうしていくべきかという議論が今回地方制度調査会では特別市の話が少しターゲットになっていますが、もう一つは都道府県、市町村、国の役割分担と、これも大きなテーマになっているのですが、その骨太の議論をやはり国レベルでもしっかりといただく必要があるのかなというのが一つと。

もう一つ、県内の市町村からの懸念事項というのは、これは県のほうの懸念事項とほぼイコールになっている内容なのですが、やはり現行の都道府県、市町村の制度の中で政令市が抜けていったときの財源がどうなっていく、財源が当然減るから県からの直接補助金は減りますよということとか、現在県全体での広域調整の機能が政令市が抜けることによって果たせなくなる、それは県内の市町村にも影響があると。今の制度が永遠に続いていく、そういう前提の中での議論になっているものですから、やはり3政令市としては、そうではなくて新しい制度に移行したときの議論をもう少し建設的にしていくべきではないかと。今の課題をどうクリアすれば新しい制度に移行できるのか、そういうやっぱり議論が必要ではないかなと考えております。

- **花上喜代志委員** 前回もお話したように、明治4年、廃藩置県をつくった当時は、県をつくったとはいえないながら一番人口が多かったのが新潟県と。東京は8番目、神奈川県は10位以下という、そんな状況だったものが、今横浜市が375万人という大都市に膨れ上がって東京に次ぐ大都市になったと。こういう大きな時代の変化、地方自治体の変化、これを目の当たりにして、なお特別市を目指そうという動きにストップをか

けようという認識、まさに時代認識が間違っていると思うのですけれども、特に国は、前も話したけれども、道州制を目指すという方向を打ち出しているわけですね。だから広域行政は道州制でいくと、こういう方向性が示されて、首都圏1都3県は大都市の連合で、あれは石原都知事が推進していましたけれども、やはりこういう首都圏の連合体で広域行政を進めていこう、そういう方向性を示して、それでもって排ガス規制を実現したと、こういう実績があるわけですね。だから単に空理空論言っているのではなくて、実態に合わせてこういう動きが大都市の中で生まれているということを軽んじているようなそういう県知事会というのは、やっぱり明らかなもう時代認識誤っていると言わざるを得ないので、この辺はしっかり我々の考え方を主張して、国にも、あるいは全国の地方自治体に対してもしっかり意見を述べていかなければいけないのではないかなと思うわけですね。

それで、今黒岩知事が進めているこの特別市に反対する論拠、県下市町村長が右へ倣えで黒岩さんの言うとおりの反対論を打っていると。こういうことについて非常に私どもは懸念を持っているわけですが、今神奈川県下の市町村長が黒岩知事と同じことで反対論を述べている、そのまず懸念点というのは今どんなことになっているのか、それを教えてもらえますか。

- 橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 大きく分けると2つあるかなと思っています。

1つはやっぱり財政面の影響ということで、税財源の部分が当然特別市ができるとそちらのほうに移譲がされていくという形になりますので、現在の政令市の区域内の県税が県のほうに入っていくと。そうすると県内市町村への補助金とか、あるいは政令市を除く地域のインフラの整備とか、これができなくなりますという懸念ですね。それを県のほうから県内市町村に言っておりますので、市町村からするとそれは懸念だというのがまず1点と。

もう一つは、県の医療とか災害とか警察とかの広域行政、広域的な調整、これが分断されてしまうのではないかと、そこが懸念だと。これはまさに県が言っている主張ですが、県内の市町村も同様の懸念を要望の中では出されている、そういう状況になっております。

- 花上喜代志委員 黒岩知事がリードして県下市町村長にそういう意見を述べるような、これまで根回ししてきたというのが報道などでも我々に伝えられていますけれども、これはあてはまらない話だと本当にそう思うのですけれども、今おっしゃったような懸念点ね、この懸念が黒岩知事が言うようなことはないのだということをはっきりと主張していかなければいけないと思うのだけれども、その点についての反論、まずそういうことについて今どんな考え方を持っているのか、それを教えてもらえますか。

- 橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 先ほどちょっと資料の中でも御説明いたしましたが、本市の附属機関のほうに法制化に向けた諸課題対応方策の答申を出していただいて、そこで有識者の方にも議論をいただいて、県の総合調整機能に支障は生じないのかどうか、あるいは県有施設の移管などで県民生活に大きな影響を及ぼさないことはあるのかないのか、あるいは県税の減少による財源不足で県による行政サービス、市町村への支援が低下しないかと、こういったことについても議論を有識者の方にしていただいて、いずれもそれは新しい制度の中で解決は可能であるという答申をいただいておりますので、これを基に先ほどちょっと御説明しましたが、横浜の特別市大綱等にもその部分をしっかり盛り込んだ上で横浜市としての考え方を改めて整理をしていく形でフィードバックをしていきたいと。

同様に、このような考え方はほかの県内の3政令市もほぼ同様の考え方を持っていますので、3政令市間で合意形成できる部分については、そこもしっかり合意形成を図った上で県内の市町村に対しても説明でき

るような、そういったものを用意していきたいと考えております。

- **花上喜代志委員** ありがとうございました。今の答弁にありましたように、神奈川県下3政令市、横浜・川崎・相模原3市長、そして議長、それぞれがこの県の言っていることに対して反論している、見解をしっかりと述べているということだと思うのだけれども、黒岩知事は聞く耳持たないと、こんなような今状況だと思うのですけれども、今3政令市の市長が黒岩知事に対して話し合いをしていきたいと思います、こういう呼びかけをしていますよね。それに対しての今の黒岩知事の反応はどういうことになっているのですか。
- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** これも先ほど若干御説明いたしておりますけれども、まずは3政令市と県で建設的な議論をしていきたいということで四首長懇談会ということを開かせていただきたい。そこで双方の考えをしっかりと共有して、やはり同じ土俵の中で議論をしていくべきだろうと考えておまして、それをやった上で県内市町村の皆さんとの意見交換も含めて議論を進めていくべきだということで、まず話し合いをということで再三申入れをしているところですが、なかなかそれに対してはまだ受けていただけていないと、そういう状況でございます。
- **花上喜代志委員** 今の答弁だと、まずは3政令市の市長が黒岩知事と話し合いをしよう。その後で県下市町村長と全員になるのか、あるいは何人になるのかは別にしても2段階論で話し合いをしていこうと、こういう構えで今県とは話し合いをしていると、こういうことなのですね。いいのですね、それで。
- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** まずは3政令市の市長と知事で話し合いをお願いをしたい。県のほうからは、先ほど既に町村会の代表、あるいは3政令市以外の市町の代表も入れてやりたいという御提案ありましたけれども、まずそこでやるとまた分断を生んでしまうのではないかと。ですから、冷静な議論をしていくための前さばきとして、やっぱり4人の首長が懇談をすることをまずやるべきではないかという形で申入れをしているという状況でございます。
- **花上喜代志委員** 私も神奈川県下の市町村長さん、かなりの人を知っていますけれども、この大都市制度について深い理解を語った人というのはいないかと今まで思っていましたけれども、今まさにこの反対論があちこちから出ているような雰囲気になっていて、このことはやっぱり説明不足、理解不足、こういう実態だと思うので、今後は神奈川県下の市町村長などにもしっかりと説明していく機会をつくっていくべきではないかなと思うのだけれども、そのあたりはどう考えているのですか。
- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 県内の各首長のほうには2年ほど前ですかね、3政令市の市長が分担をして1回説明をしております。当然県の市長会等もございますので、幾らでもそういう場での説明ということもできるわけですが、今何しろそういう冷静な議論をするような形ではない形で現行制度を前提とした県の主張で県内市町村の皆さんがこの要望を出していると。中身の深い議論というよりは、その現行制度の中での課題があるという、それだったらこれは反対だという形の要望が出ておりますので、やはりその前提条件の部分をしっかり冷静な議論ができる環境をまずつくっていくということが必要かなと。その上で、その冷静な議論として、しっかり県内の市町村の皆さんにも理解していただくための工夫をしていくということは必要ではないかなと思っております。
- **花上喜代志委員** 3政令市の市長が分担して今まで話し合いなどをしてきたと言うのだけれども、理解が進んでいなかったって結果だろうと思うのだけれども、私も県下の首長さんとお話しして、横浜の人口が380万、こんな人口になってきて、四国4県を束ねた人口と横浜市の人口が同じですよと、全国47都道府県に横浜市の人口を当てはめると9番目なのですよと、こういう話をすると、ああそんななのかねって、こういう

反応が現実にあるわけですよ。だから、いかに実態が分からないままこういうミスリードによって反対論が出てきていると。このことは非常に残念だなと思うので、今後はあらゆる機会を通じて神奈川県下市町村長に理解していただくような取組、我々も引き続きやっていきますけれども、当局もぜひ足並みそろえて働きかけしていただきたいと思います。

最後に、ちょっと懸念されるのは、今大阪が副首都構想、こういうことで法制化を進めたり、今具体的な動きが出ています。だから、大都市制度について多様な制度という言い方があるのかもしれませんが、この政令市を特別市にしようという我々の動きと副首都構想などのこういう動き、このことによって副首都構想に関心が集まっていった特別市のこの論議というのが陰に隠れてしまっただけではないかと、こういう思いがあるのだけれども、この懸念については当局はどう考えていますか。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 副首都構想も目的としてはやっぱり多極分散型の社会を形成していくということで、日本の中に首都である東京以外にも核となるそういう分散した形の都市を形成していくという考えというのは、この大都市制度の特別市の考えとも親和性はあるのかなと思っています。

ただ一方で、その行政体制の在り方について、今回副首都法の中ではやっぱりそれにふさわしい行政体制は今後政令で決めていくという形になっておりまして、それは現行でいうと特別区という大都市地域特別区設置法に基づく特別区と、あと地方自治法に基づく連携協約ということが今制度化されておりますので、その2つが憂慮されているという状況になっています。

当然、副首都の議論は副首都の議論として、多極分散型の大都市の在り方の議論として非常に重要であると思っておりますが、同時にやはりこの議論を踏まえた上で特別市の法制化という、この20政令市が求めている多様な大都市制度としての特別市についてはまだ法制化がされておきませんので、その部分を今34次の地方制度調査会でも議論されている最中でございますので、しっかりこの副首都の構想の議論と同時にその法制化の議論についても政令市間でしっかり連携して国に訴えていかなければいけないと考えております。

- **花上喜代志委員** 世界を見れば、この大都市制度において多様な制度がもう実現しているというところが現時点あるわけですね。大ロンドン市だとか、あるいは仁川市だとかソウル市だとか、世界的にはこの特別市制度というのが実現しているところもあるわけで、必ずしも同じではないかもしれないけれども、大都市特有の課題を解決するためにそれぞれの国が知恵を絞って地方制度をつくっていると。このことはしっかり受け止めていかなければいけないと思うのですね。

今のお話にあったように、地方制度調査会でやっぱり法制化に向けた具体的なアクションが起きてくるような、そういう方向性を打ち出していたかなければいけないのではないかと、こう思うのだけれども、今の地方制度調査会はそういう我々の期待に沿うような、そういう流れになっているのですか。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** まだ議論が始まったばかりですので、今後ヒアリング等も行われると思いますし、知事会サイドのプロジェクトでの報告書を基にした意見交換等も政令市の市長会と知事会で行っていくようなことも今後は当然あり得ると思いますので、そういった議論も踏まえて、しっかり20政令市一体となってこの多様な大都市制度の実現に向けたアクションを起こして、地方制度調査会、まだ来年もこれを引き続き審議をしていくことになっておりますので、やはりこの審議期間中にしっかりそれが法制化に結びつくようなアクションを他の政令市としっかり連携しながら起こしていかなければならないと考えております。

- **花上喜代志委員** 最後にしますけれども、さっき言いましたように、全国知事会が抵抗勢力になってい

るって言い方しましたけれども、必ずしも全員が全員ではないのですよね。全国知事会に出た知事から私も聞きましたけれども、知事になっている方々の経歴を見ると各省庁のキャリアがそのまま知事になっているケースが圧倒的だと、そういう方が多いという、そういう特殊な今の知事会の構成というのがやはりこういう我々の主張が通らない、そういう実態を生んでいると。こういうことだろうと思うので、こればかりは我々がどうにもなりませんけれども、そこに風穴を空けていくためのやっぱり強い主張、これをしっかり進めていくための戦略・戦術というのが必要だろうなど。相当な覚悟を持って法制化に向けた取組をしていかなければいけないと思うのだけれども、最後にそのあたりについてお考えがあればお聞かせいただければと思います。もちろんこう申し上げる我々も国会議員などにしっかり意見は今後も言い続けていきたいと、こう思いますけれども、そのあたりお考えがあれば聞かせてください。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** ありがとうございます。委員の皆様方と熱心に長く我々も特別市の法制化に向けた活動をしており、また県内であれば3政令市、また20政令市と共に議論を深めていて、委員の皆様方の協力もいただいてやっと地方制度調査会の議論に再び組上に上がったと、今本当に正念場というのは私も実感してございます。

自治体のサイズはいろいろありますけれども、いずれの自治体もいつまでも人口が増えるということはどう現実的にありませんし、やはり横浜ですら50年たてば300万人ほどになるという推計も私どももしていますけれども、そういったことが見込まれる中で、今からどういった未来の選択肢が持てるのかというのを準備するのは当然のことだと思います。我々は大都市、しかも政令市という形で運営をしておりますので、その点から見えてくる課題を中心に議論を今しておりますが、もちろん認識をそろえながら様々な意見が交わされて私もいいとは思っているのですが、選択肢を我々が自分たちの将来のために必要だと言っていることに、それすらNGだというのは地方自治に携わる者としては残念だなと思っていまして、やはり我々はしっかり横浜の未来、首都圏なり日本なり、いろいろ貢献していくというつもりでやっておりますので、委員のいただいた叱咤激励も励みに、やはりこの地方制度調査会が行われているかも重点的にさらに取組を進めていく必要もあるし、そういった決意であります。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

- **山田一誠委員** いろいろ御説明ありがとうございます。2点ほど質問します。

今回、特別市の県内の主な動向というところで、6月1日の四首長懇談会の申出から始まって、それが断られて、先方から6者会議の提案があつて、これも事実上断っている形にはなると思うのですが、なかなかちょっとそこ冷静な議論というお話もありましたように、若干感情的な部分も含めて動きが出てしまっているのかなと思います。ただ、やっぱり県とか市という単位のレベルは、こういうことをやっているともうそれこそ県民、市民の信頼を失っていくと。そうすると、信頼を失った結果、逆に興味を失っていくということもあるかなとは思っています。このあたりちょっと落としどころみたいなものを何か考えながら動いているものなのかどうか、現状ちょっと補充の御説明をお願いします。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今、委員お話があつて、議論をやっぱりしっかり冷静に客観的に、感情論ではなく冷静に将来の在り方を考えていく、神奈川県全体でも例えば人口が今後2040年頃までには約30万人減っていくという推計が出ておりますので、その中で現在の制度のままでいいのか、改善すべき点はないのか、それを政令市側は特別市という選択肢をつくっていくということが一つの改善策になるのではないか。国の中でも県が市町村をこれまでは補完していくという、垂直的な補完をすると。それ

だけではなくて、市町村間でも水平的な補完をして、やはり人口が減り人材が不足する自治体をしっかり支えていく、そういう議論が国レベルでもこれからやっていこうという議論がありますので、我々3政令市としては県に対してもそういう在り方の議論をもっと冷静にやっていくべきではないかと。現行の政令市の制度を前提として、政令市が抜けると課題があるということで終わってしまうのではなくて、そういう議論をしていきたいと思いますということを今回のやり取りの中でもいたしてきているという状況です。

こういったことは当然首長レベルで議論をするということと同時に、事務レベルでもしっかり議論を深めていくということが必要ですので、やはりまずは冷静な議論をしていこうという方向性を4人の首長で一致したすことによって、より次のステップに進めていけることができるのではないかなと考えております。

- **山田一誠委員** 今、国のお話もありましたけれども、いろんなチャンネルを使ってちょっとやっぱり落としどころをこれ探っていけないと進まないのかなと思うので、よろしくお願いします。

もう一点、関連ですけれども、やっぱりこうなってくると特別市の広報に関して、割と横浜市内向けというか市民向けのものが多いのかな。当然横浜市だからそうなのですけども、ちょっとこうなってきたら、横浜市として要は横浜市外、そういう政令市外の市区町村に住んでいる方たち向けへの分かりやすい広報とかもしていけないと、結局やっぱりそういう方には県知事なり、あるいはそういうところの議会の方なりからのバイアスがかかった情報しかいけないということもあるので、そういった意識的に横浜の外側に広報も必要かなと思うのですが、そのあたりお考えを聞かせてください。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 当然市民の皆さんに理解をしていただくというのは、今委員から御指摘のようにまず第一優先だと思いますが、一方で県内全体の理解が促進していけないとやっぱりこれはうまくいかないと思っておりますので、今例えば横浜市は周辺市連携で8市連携の市長会議というのをセットしております。これ事務レベルでも8市の担当課長あるいは部局長で定期的に議論をして、8市間で連携できることをしっかりやっていこうと。これは環境問題とか災害対策とか、あるいは公共施設の問題とかも含めて、今まさにそういう議論も続いているところです。

そこで特別市の話というのはあまり今まで議論はしていませんけれども、我々はしっかり水平連携をしながら、やはり横浜だけ、あるいは川崎だけがよければいいということではなくて、周辺市全体で底上げができるような、そういう仕組みを今後もつくっていく必要があるし、特別市ができたとしてもそこは当然変わらないものであるということをやっぱりあらゆる機会を通してしっかり議論をしていくということが必要かなと思っています。

また、今議論の中では専門人材が、やはり小さい自治体ほど、横浜市もこれだけ大きい自治体でも専門人材の確保、非常に苦しい状況にはなっていますが、小さい自治体はもっと苦しい状態がありますので、そういったところに対する支援を大都市である横浜市としてどういう形でできるのかということも、今具体的に周辺市ともそういった議論も進めているところです。

こういったことも含めまして、やはり周辺の自治体に対しても理解が進むような工夫を様々なチャンネルを通してやっていきたいと考えております。

- **山田一誠委員** どっちが会議の主導権握るかという話をしても誰にも響かないと思うので、地に足ついた議論を期待しますので、よろしくお願いします。

以上です。

- **荻原隆宏委員** まず、橘田さんより財源のお話についても何回か御答弁をいただいております、16市町

とその他の町村会においても財源の話、県もですね、財源の話が不安だということで声が出ているということですが、これはしっかりと具体的にその御不安に対してそれは大丈夫ですということを御説明していくことが極めて大事かと思うのですが、今後この財政についての説明についてはどのようにしていくお考えをお聞かせください。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 財政面の影響というのは、これ先ほどもお話ししております地方制度調査会の中の議論の中で、審議事項の中でもこの財政への影響がどういう形での影響が生じていくのか、あるいは現行制度上、財政調整機能が及ばない財源超過額が拡大するような課題があった場合はどのような方策が考えられるかといったことが地方制度調査会の審議項目で国も具体的にこういう提起をされているところです。財源の問題は何となくイメージで大都市が抜けてしまうと足りなくなってしまうよねというイメージ先行の議論が今多くでされておりますので、やっぱり入りと出をしっかりと特別市になったときにどれぐらいこの特別市のほうに歳入があつて、歳出も当然県の業務を政令市内で行っていくわけですから、その歳出がどれだけ増えていくのかという財政シミュレーションをやはり冷静な形でやっていく。財政シミュレーションの結果、均衡するのであれば、では現行の制度の枠の財政調整の枠組み、地方交付税の枠組みで対応できますよねということで終わりますし、もしそれが超過をしていくということになったときには、ではその超過分をどういう形で特別市と県の間で整理をしましょうかという、そういう冷静な議論をすればこれは解決できるのだろうと思っています。今、その辺の冷静な議論がされていないので、まずそういう冷静な議論をするための土壌をつくっていくということが必要ですし、それは国の議論の中でも今後そういう次のステップの議論になっていくと思いますので、そこは他の政令市ともしっかり連携をして対応していきたいと考えております。
- **荻原隆宏委員** ありがとうございます。まさにこの財政の部分については客観的に財政中立の観点という言葉で表現されているかと思いますが、誰が得をして誰が損をするのかという、決して誰かが得をして誰かが損をするような制度ではないということを明らかに証明していくことが冷静な議論につながっていく道だと思うのです。そのためには、例えば特別市に移行した場合、崖の政策は県から市に移行する、そのことによって財政はどのように移っていくのかという話、それから河川ですね。河川も今、県所管の部分も多く市内にあると思いますけれども、これも市にきたとしてその河川の整備の財源の話と、その財源を特別市が担うということになった場合に、では県にとってのメリットという、そういうまさに特別市になったときに具体的にお金の出入りがどのように変わっていくのかということを示しながらの議論が恐らく今の県と政令市以外の自治体の皆さんの最も御不安に思っているところだと思いますので、そこが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。
- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** まさに今委員おっしゃった議論が私も必要だと思っていて、そういう議論がかつて県費負担教職員の給与負担の関係で、税率を2%分県税から市税のほうに移したときも同じような議論をしているのです。これやっぱり総務省が間に入って、県側と政令市側で今現状どうなっていて、どれぐらいの財源が必要になってくるかというシミュレーションをそれぞれの政令市と府県ごとにやまして、総務省が間に入って税率をそれぞれ別の税率というわけにいかないの、まさに財政中立の観点からその税率を決めて、決してどちらかが得をしてどちらかが損をするという形にはならない線で切ったという経過がございますので、そういう冷静な同じような議論をやはり今回のこの特別市の財源問題についても行っていく必要があるのではないかと考えております。

- 荻原隆宏委員 ありがとうございます。そういった一つ一つは細かいことかもしれないですけども、住民にとっては河川とか崖のお話というのは非常に大きなお話ですし、また市民にとっても非常に重要な関心のあるところだと思いますので、そういった議論をぜひ県や政令市以外の自治体の皆さんとこれから積み重ねていく努力をしていただけたらと思います。

そして次に、いつもお話をいたしている内容ではございますが、今日も資料の5ページになりますけれども、④として、行政と住民の距離が遠くなってきめ細かな行政サービスを提供できなくなるのではないかと、いう項目の中について伺いたいのですけれども、まずこの今横浜にある18区の姿なのですけれども、これについてはどのように考えるかということなのですけれども、今回頂いている答申の本文の中では、法人格を持たない行政区として現行の行政区を単位に住民自治を制度的に強化することが必要であると考えたとあるのですけれども、基本現在、この特別市構想というのは市長会の中でも現行の行政区を前提として進めていくと、こういうお話でしょうか。

- 橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 特別市の中の内部の構造ということだと思うのですけれども、これは法人格を持つ特別区にはしないと。あくまでも法人格を持つのは特別市であって、行政区の枠組みで分権の仕組みをつくっていくということを前提に考えております。
- 荻原隆宏委員 今の横浜市の18あるそれぞれの行政区を例えば統合したりとか、あるいは分割したりとか、あるいはその一部同士をくっつけたりとかという、そういう再編ですね、行政区の再編ということは基本的にはしないで進めますという話になっているのかどうかということですね。あるいはまだそこまでは議論は至っていないということであれば、そういうことで教えていただければと思います。
- 橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 基本は今の18区という行政区単位ということをまずは考えております。特別市に移行された後のことは、そこはまた議会の委員の皆様方との議論の中で、今後人口が減っていく中でどうしていくかという議論は当然あるかと思いますが、今我々が大綱の中でも考えている部分というのは現行の18区の体制をベースとして特別市に移行していきたいと、こういう考えでございます。

- 荻原隆宏委員 ありがとうございます。

その上で、この答申の本文の中にもありますし、今日の資料にも書いていただいておりますけれども、区単位で選出する市議員で構成する区の常任委員会を置くということも考えられると本文ではなっておりますが、その前のところに、市議会議員が区行政を民主的にチェックする意思決定機能を導入すると、こう書いてありまして、まずこの区行政を民主的にチェックする意思決定機能を導入するのこの意思決定機能の部分ですね、これ非常に重要だと思うのですが、今我々が行っている区づくり推進横浜市議会議員会議にはこの意思決定機能が搭載されておりませんでして、区の幹部と意見交換をする大変貴重な場とはなっているのですけれども意思決定機能ではないと。区行政を民主的にチェックするというこの意味合いとプラス意思決定機能という、この2つの物すごく重要な機能がこの答申では書かれているのですけれども、市議会議員がというところもどうやっていくのだろうかと思うのですけれども、例えば私の西区では定数が2ということで、市議会議員が2人、西区の区政を民主的にチェックする、意思決定をしていくというのはそのままの形ではなかなか難しいのではないかなと率直に思うのですけれども、ここはどういったイメージで捉えていくのが適切なのか、お考えを聞かせていただければと思います。

- 橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事 これはあくまでも附属機関の答申なのですけれども、

答申を出していただくに当たって、附属機関の委員の皆様には横浜の特別市大綱を事前にお渡しをして、横浜市としての考え方は1回この考え方として整理されている。その枠の中で、それを前提とした上で改めて今回有識者としての見解を答申として出していただいたという形になっております。

したがって、今委員お話のあった公選職である区選出議員が区行政を民主的にチェックする意思決定機能の導入ということも、これを検討していくということはこの大綱の中でも既にうたわれていた内容になっておりますので、それを恐らく踏襲した形でこの附属機関としても答申を今回出していただいたと考えおります。

- **荻原隆宏委員** ありがとうございます。この部分は非常に多角的に議論をしていかないと、しっかりとした民主的チェック機能を区行政にもたせるようにしっかりとした議論が横浜市の会の中で必要だということだと思いますが、非常に重要なポイントだと思います。また、意思決定機能だということも非常に重要だと思っております。

これをまた踏まえた上での話ですけれども、その次に出てくる区常任委員会ということなのですが、これを置くことも考えられるということですが、この区常任委員会というのはどういったイメージのものか、改めてお話をいただければと思います。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** これは区別の区選出の議員の皆様がその区の課題について議論をしていただくというための常任委員会を設置をしていくということも、具体のこの意思決定機能の導入に当たってはよりそれを明確にしていく形の手法の一つではないかということで、今回方法も考えられるという形で答申に書いていただいたのではないかなと考えております。
- **荻原隆宏委員** イメージとしては、その1つの区の議員たちで1つの常任委員会、例えば西区常任委員会とか戸塚区常任委員会というイメージですか。それとも、西区、中区、磯子区で1つの常任委員会をつくるとか、そういったイメージなのか、どちらでしょうか。
- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** そこはやっぱり議会の具体的な制度設計は議会の委員の皆様方としっかりやっていく話で、今イメージとしてこういうものの常任委員会であるというイメージまでは持ち合わせておりません。あくまでも区選出の議員の皆様がその区の課題について意思決定をするための一つのやり方として、方策としての常任委員会というのが考えられるという形で答申をいただいたと認識しておりますので、それを具体的な制度設計とか運用とか、そういった部分については市会の委員の皆様方としっかり議論をしてより深めていく必要があるかなと考えております。
- **荻原隆宏委員** この部分非常に大事だと思っております、というのはこれも西区の話で大変恐縮でございますけれども、定数が2でございますので、この常任委員会では委員長を出しましたらもう委員は1人だけになりまして、ちょっと委員会としては機能できない。したがって、そうなる区は再編とか、あるいは複数の区が合体した形での常任委員会というイメージにどうしても私はなるものですから、それで質問をいたしました。

1つ、よくトロント市のコミュニティ・カウンスルの形がこれまでもこのいわゆる区常任委員会の議論の中で例示として出てきたことがあったかと思うのですが、こういったトロントのような、トロント市は25の選挙区があって、25を4つに分けてそれぞれ常任委員会、コミュニティ・カウンスルという名前の地域議会をつくって、それぞれ選出の議員がそこを構成しているのですが、横浜との大きな違いはこれ全て小選挙区だということです。全ての選挙区は1名の市議が出てくると。したがって、区別に差が生じる

ことがないのですよね。西区は2人、中区は4人とか各区で選出される議員の数が異なるということはないものですから、だからそういう意味では政治的均衡が保たれた形でのコミュニティ・カウンスルが構成が可能ですが、横浜とか日本の政令市の場合は区の再編とか選挙区の再編とかが、あるいは定数の改変がなければなかなかそういった複数の区を合体させる形での常任委員会というのは設置が難しいのではないかなと思っておりますけれども、その点もしお考えがあれば教えてください。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今回、答申の中でも、特別市の移行に当たっての議員定数の取扱いとか選挙区の再編の検討も必要になるということも答申では書かれておりますので、そこは今我々当局としてこういうものだということは持ち合わせておりませんが、今後またより詳細な制度設計、あるいは実際の特別市が法制化されて、移行に当たってそういった議論をやはり議会の皆様方と一緒にしていくという形になろうかと思えます。

- **荻原隆宏委員** ありがとうございます。

最後に1点です。

今年の7月22日に大都市制度実現プロジェクトが開かれたのですかね。多様な大都市制度実現プロジェクト、7月22日。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 指定都市市長会のほうのプロジェクトは開かれております。
- **荻原隆宏委員** 指定都市市長会。
- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 指定都市市長会の大都市制度のプロジェクトが市長会の会議当日に併せて開催をされております。
- **荻原隆宏委員** そこで、地方制度調査会の審議事項に対してこう答えていくのだということに関する資料があったかと思えます。そこに、今いろいろやり取りしたことのポイントとして、特別市に移行すると行政と住民との距離が遠くなるのではないかと、心理的な距離が遠くなるのではないかとということで地域ごとのニーズが十分に施策に反映されにくくなるのではないかとといった指摘もあるけれども、特別市への移行は基本的に市域の拡大を伴うものではなく、当該住民に対する基礎自治体の役割は何ら変更されるものではないと、こういう資料として考え方が書いてあります。これがちょっと私心配になったのは、この住民と行政との距離についての話というのは、特別市に移行したら遠くなるというニュアンスではなく、もう既に行政と住民の距離が遠くなっているのをそれを改善していかなければならないという話がこの住民自治の強化の話なのではないかなって思うのですね。だから、特別市になることで距離が遠くなるという、そういう論点ではなくて、今既にこの大都市では住民と行政の距離が遠くなってしまっているのを、これを改善していくのが特別市なのだと、こういう論の進め方を私としてはしていただきたいし、必要なのではないかなと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 当日、プロジェクトでこの資料も提出されておりますけれども、時間も限られている中で、市長間の議論ですので、あまり各論の議論には当日も入らなかったと認識しています。

ただ、いずれにせよ、こういう指摘が特別市になることで、県の区域外になることでより住民との距離の問題というのが様々な知事会サイドからも指摘をされておりますので、地方制度調査会の議論の中でそういう議論があったときにどういう形で政令市の市長会としてそれに対して応えていくかという議論のたたき台と

して今回示されておりますので、今後また具体的にどういう議論をしていくかということは改めて政令市間でも議論が必要ですし、その住民との距離の問題とかについても各政令市ごとにもやっぱり様々違いもあると思いますので、今後各政令市ごとにそれぞれ考えていく話と20の政令市としての考え方として一つ整理することと両方あるかと思っておりますので、今回あくまでこれは地方制度調査会の中でそういう議論があったときの一つの考え方のたたき台として示されて議論をされたという資料だという認識でおります。

- **荻原隆宏委員** 話し方、答え方として、いやそれは心配に及びませんと、全然杞憂ですと答えていくと議論がだんだんお互いずれていくと思うのですよね。この住民自治の強化ということについては非常に都市にとっては大事なテーマでありますから、それを国や我々以外の自治体の方が御心配くださるのは大変ありがたいことで、その心配に対して前向きに答えていくということがまたお相手様も前向きになっていただくということにつながるのではないかなと思いますので、今特別市はもう住民と行政との間に既に距離感があるてなかな市民ニーズが的確に市政に反映されにくい状況であるから、それを解決するためにぜひ特別市構想を実現して住民自治を強化したいのだという、そういう進め方のほうが私としてはまさに冷静かつ建設的な議論につながっていくかと思っておりますので、ぜひそういった点を考えつつ、御配慮の上進めていただけたらありがたいと思います。これは意見でございますので。ありがとうございます。

- **横山正人委員** 今の荻原委員の議論を伺ってしまして、早くそういう各論に触れるような議論に私も参加したいなと、こういうふうに思いました。ただ、今この問題はまだそこまではるかに至っていませんで、この特別委員会が一番の大きなテーマは法制化をどうしていくのかと、こういうことだと私は理解しているのですが、そのためには神奈川県であるとか県民、市民の世論というものをしっかりとこの特別市に対する理解をより深めていく必要があるのではないかなと思います。

これは6日の報道ですから多分5日だったと思いますけれども、県内の不交付団体の8市町が、これ消費税が減税されるということで減税分の補填を国に要請したと、こういう記事が出ていました。具体的に申し上げると、平塚、鎌倉、藤沢、厚木、海老名、寒川、箱根、愛川のこの5市3町なわけですが、言い換えれば、この8市町は不交付団体ですから財政的にしっかりと自立して自治体運営をやっている自治体なわけですね。こういった自治体が神奈川県内は非常に多いわけですが、前回の当委員会でも私議論いたしましたけれども、県知事はそういった現状認識からかけ離れた評価をされているということで、ちょっと私はまだ非常に溝が深いなと思っています。

横浜市、川崎市、相模原市から要求をしていました4首長による協議もなかなか先に進まないのですが、私は法定の場にやっぱり移行していかないと、もう県はテーブルに乗ってこないのではないかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今、横山委員御指摘の法定の協議会というの、恐らく指定都市都道府県調整会議という地方自治法で規定されている法定協議会がありますので、そこでの議論を進めていくべきという御示唆だと思います。

この調整会議については、第30次地方制度調査会で大都市制度の議論をしたときに、やっぱり二重行政の解消が非常に大きな課題であると。県と政令市の間には二重行政があるという前提の中で、それを一つ一つ解決するための協議会としてこの調整会議というものが設置されたと認識しています。

これまで横浜市は、この調整会議を通してパスポートの発給事務の関係とコンビナート地域の高压ガスの保安・許認可関係の2件については、県市間で協議をした上で移譲が実現をしているという状況になってお

ります。ですから、県市間で議論をして県市間で完結する、そういう二重行政については、この調整会議を活用することでより効果が上がっていくものであるとは考えております。

- **横山正人委員** ごもつともなですよ、それはね。なのですが、テーブルに着いていただくような仕掛けを考えていかないとなかなか先には進んでいかないのではないかなと、こういうふうに思うのですね。

今、県は、どうも私の感覚なのかもしれないのですが、政局に持ち込んでいるのですよ。冷静な議論が私は全然できていないと思っています。例えば、神奈川県は、県下の市町村に対して県の意向どおりの意見書を上げてもらいたいとか、そういう意見に沿った意見を言っていたきたいとか、あるいは県所管の団体に対して特別市を反対するような行動を取ってもらいたいとか、そういう働きかけをもう露骨に実はやっています。

この夏、我が党の市連と議員団と共同でヒアリング、これ毎年のものですけれどもやりましたが、いろんな団体に来ていただきましたけれども、その中でも公然と特別市に対して反対する団体の方もいらっしゃいました。私はちょっと驚いたのですけれども、そういう御発言もありました。ただ、その団体も様々な御要望を出しているわけですよ。御要望を伺ってみると、これ権限と財源が市にあったら実現できるのではないかなというものも幾つもあるわけですよ。だから、本当に特別市の中身をそういった方々が御理解いただいているのかなというのがちょっと私は疑問でした。

ですから、そういう御意見をおっしゃる方というのは、御自分の団体と県との立場を慮るばかりに、そもそもの自分たちの団体の要求というものを実現しなくてもいいから県との関係を維持しようと思っているのかなぐらいにしか思えないような行動を取るところもあったわけでありましてけれども、そういったようにちょっと理解不能な状態に今陥ってしまっているのですね。これ1回やっぱり交通整理して、冷静に市民や県民に対して情報提供をした上で、判断は最終的には主権者である横浜市民がするわけでありましてけれども、そういう正しい情報をもっと正確に伝える努力をしなければいけないのではないかなと、これは前々から言われていることでありますけれども、強く思った次第ですけれども、いかがでしょうか。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 何事も議論は共通の事実ですとか材料、情報に基づいてこそ建設的かつ冷静な議論ができるということかと思います。なおさら新しい制度をつくろうとしておりますので、臆測で議論していたらそれはいつまでたってもよい議論にはならないと思います。

今日、横山委員はじめ、様々な委員の皆様方から、横浜市内もそうですし、一個人でなく団体もということも今日いただきまして、いろいろ正しい情報の伝え方については鋭意工夫して進めたいと改めて認識いたしました。今後とも御指摘いただければと思います。

- **久保和弘委員** 今、諸先生方のいろいろ議論聞いていましてもっともだと思えるところが多いわけですがけれども、個別具体のところは様々な申し上げたいところもあるのですけれども、ちょっと個別の具体的なことになるとなかなか難しいと思いますので、今横山委員がおっしゃいましたけれども、やはり様々な県の中の動き、もう明らかに推進派の横浜市を含めての相模原と川崎の3政令市と、それに対して慎重派、反対ってあれですけれども、神奈川県と県内の30の市町村という構図になってきているというのがもう明らかな状態でありましてけれども、その中でやっぱり対立としては二重行政の解消による行政の効率化という政令市側の主張と県側の広域行政というところとか、防災、医療、様々な県の財政だとか、そういうところで意見の食い違いもあるのだと思いますけれども、しかしながら最終的にはやはり県下の中で話し合いといいますか、どこかの折り合いを上手につくっていくと方向を持たざるを得ないのだと思うのですね。その上で国の動きとして

地方制度調査会のほうでしっかり法制化に向けて議論を進めていくということが進んでおりますので、そういう中でルールに従ってしっかり乗っていくという感じになろうかと思えますけれども、そういう中でこの特別市を推進するという、そういう立場をもちろん我々としては持っているのですけれども、それだけではなくて、実現した場合に具体的にそれはどうやっぱりメリットがあるのだといいましょうか、具体的にはその制度設計をやはり県と県下の各市町村と折り合いをつけていくようなところも今後必要だと思うのですね。とはいえ、個別具体的話になると話が収拾つかなくなるというのは承知はしておりますけれども、やはりそういう考えで進めていくという必要性もあろうかと思えますけれども、その辺について今後市としてはどのような方向でお考えなのか確認させていただきたいと思えます。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今、委員から御指摘あった、これもつともだと思っています。個別具体的話もあるのでありますが、やはり前提条件がちょっと食い違っている部分があるかと思うのです。やはり正しく新しい制度としての特別市というものがどういう制度なのか、どういう考えでこれをやろうとしているのか。これは市民・県民の生活の向上を資するものであるということで我々考えておりますので、そこを土俵をしっかりと、議論のベースをしっかりとやっぱり県と市の中でも合わせいて冷静な議論に次のステップとして持っていくような、様々なそこは工夫をしていかなければならないと認識しております。
- **久保和弘委員** その上で、もう一つは住民というか県民というか、我々からすると市民であり県民でありますけれども、そこに対する特別市、あるいはそのような形のものを目指していくに当たっては、このメリットも十分にあるしと、県民に不利益は大きく被ることはないという双方の理解を示すような広報活動といいますか、要はそういうことを理解いただけるようなこともできる中で進めていく必要があろうかと思えます。先ほど言った子育てとか防災・福祉関係とか、様々もちろんありますけれども、そういう中でやはり特別市というものはこういうメリットを生んでいくのだという世論を少しずつでも積み重ねていくことも必要なと思いますが、そこについて最後伺って終わります。
- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 二重行政の部分でやはり一番課題だと思っているのは、住民目線で考えたときと行政目線で考えたときが大幅異なると。例えば同じような施設を2つ造るといふ、これ非常に分かりやすいのですけれども、行政目線で考えて役割分担がされていると。例えば幼稚園は県で保育園は市ですとか、あるいは河川の部分の権限は二級河川は県で準用河川は市ですとか、そういったものは非常に行政の中ではちゃんと役割分担されているから、行政の捉え方からするとそれは二重行政にはなっていないのだということなのですが、市民の皆さんの目線から考えると、1つの流れの河川が途中から県で途中から市だというのは非常にやっぱり分かりにくい。そこを一体的に管理することで防災上の観点からも市民の安全に資するし、あるいは通常の管理の主体としても、例えば親水性を求める市民の皆さんに対しては、いやここは県の管理ですではなくてできるというメリットがありますので、もう少し市民目線の視点からこの二重行政の解消がどれだけ必要なのだと、それを一遍にできるのは特別市の制度に移行することで一遍にできるのだと、非常に迅速性が高まるのだということも含めて、やっぱり市民の皆さんにも理解していただくような、そういう広報とか考え方をしっかりと示していくということも次のステップとして非常に重要ではないかなと思っております。
- **久保和弘委員** 繰り返しですが、横浜市の375万人の人口規模は日本最大のやはり指定都市でありますので、その動きがどのように変わっていくかということが全国の一つの見本といいますかプラット

フォームの一つにもなろうかと思しますので、それが今人口減少社会、人口が減っていつているという中で、横浜市のこの取組ということがこの特別市制度の実現を目指すところにとっての後押しになろうかということもあると思しますので、そういうところも期待しながら見守っていきたいと思います。

以上です。

- **いそべ尚哉委員** ありがとうございます。答申に関連して、2点簡潔に確認したいと思います。

東京への一極集中を是正をしていくと、大都市がより主体的に行政を担っていくための議論を進められている中ですが、現在国においても先ほど先番の委員の方も触れられていました副首都構想をはじめ、この副首都構想と同時に、この特別市の法制化についても住民に注目されるように望むところですが、大都市がより主体的に行政運営担っていくための議論が進められている中で、今回資料にある答申の中にある特別市制度の法制化についても、大都市がその規模や実態に応じた権限と財源をもって自らの判断と責任で行政運営を行っていくという意味で、こうした議論共通していると思います。

本市としてもこの特別市制度の法制化だけを個別に捉えるのではなくて、こういった副首都構想をはじめとした国全体の地方分権の改革であったりとか大都市制度の議論を踏まえて、本市にとって最も望ましい制度の実現を目指していくという点についての考え方について教えていただけますか。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今お話しいただいた、先ほどもちょっと申し上げました多極分散型社会を形成していくということで、やっぱり大都市がその核になっていくということが日本全体の発展にもつながっていくし、それは大都市の住民の生活向上にもつながっていくと考えています。あるいは大都市の周りの圏域の市町村の底上げにもつながっていくと考えておりますので、やはり今国の中でそういう様々な議論が進行していますので、その議論にしっかりかみ合うような形で本市の市長も政令市全体で連携できる部分はしっかり他の政令市とも連携をして、やはり国のほうに届けていく。地方制度調査会がまさに今審議されているこの時期が非常に重要ですので、そういう取組をしっかりとこの時期に強化していくということが必要だと思っています。そのためにはやっぱり国に対してもしっかりと本市の主張を伝えていくことも必要ですし、国での議論は国会での議論になりますので、市会の委員の皆様方の理解をしっかりといただいた上で、国会議員の先生のほうにもしっかりとそういうことを伝えていくような、そういう工夫が必要かなと思っています。

- **いそべ尚哉委員** ありがとうございます。国とかみ合うような議論うまく進めていただいて、本市として最もよい制度となるような議論を進めていただきたいと思います。

もう一点なのですが、先ほど税財源の問題についても触れられていました。行財政改革という視点でちょっとお伺いしたいのですが、地方の自主性を高めていく上で国や県から権限、財源、地方へ移していくことが重要であるということは認識している中ですが、一方それを担う自治体側もより効率的で持続可能な行政運営を行っていく責任があると思います。

先ほど触れましたけれども、副首都構想の議論についても、単に権限や財源を求めるだけではなくて自立した都市経営を行える体制をつくっていく重要な考え方として捉えて今進めているわけですが、本市において特別市制度の法制化実現を国に求めている一方、本市自身が行財政改革をしっかりと進めていく、より効率的な行政運営を実現することによって大都市として権限と財源を担う能力、国や市民にしっかりと示していくことも重要だと思います。そういった点について、行財政改革について、視点についてお伺いできますか。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** ありがとうございます。今日の1つ目の行財政局からの議題にもありますような分野もそうですし、やはり持続可能な都市経営、市政運営というのが我々の重要な命題でございます。そういった観点で、我々としては特別市もそれを実現するための大切な仕組みであると思っております。

さらに言うと、現時点では一政令市でございますから、政令市という市町村の一つであるという枠の中では権限に見合うだけの財源がないという現状は一方でございます。ですので、それに見合う税源移譲を国や県に要望するということもし続ける必要もありますし、市民の皆様から頂いた財源をどう効率的に使うかというのはもう常に今のうちから、過去からずっとやっているわけですが、特別市になったらそれができるという話ではなくて、今の市政運営において我々がしっかり行財政改革については組織面も財政面も含めて委員の皆様方にも御支援いただきながら進めるべきもので、特別市に行くまでも行財政にちゃんと取り組んでいる自治体であるべきだと思います。そういった意味で財政ビジョン、財政の条例とか、いろいろ議決もいただいてやっておりますので、そこは今後ではなく今やるべきものとして踏まえております。

- **いそべ尚哉委員** ありがとうございます。こうした行財政改革、本市もしっかりとやっていくと、こういった姿勢が制度実現への説得力にもつながっていくと思いますので、ぜひ両輪で進めていただきたいと思います。こちらは意見です。

以上です。

- **白井正子委員** 答申の概要の説明をいただきました。その中で、②のところで県有施設に触れた部分の説明いただいたのですけれども、ここに書かれていることについてはどういった施設を対象としているのかということ伺いたいののですけれども、これまで大綱の中で、二重行政があってハードの施設の部分ではこんな施設が二重行政に当たるのですよということで、これまで説明いただいておりますのは公営住宅の整備のこととか、それから図書館や博物館、体育館やプールの整備については二重行政でこれを解消していかなければいけないと書かれているのは見ていたのですけれども、今回答申の中で言われているこの県有施設のことについてはどういう施設を対象として言われているのかということ伺います。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** これは横浜市域にある県が持っている、例えば庁舎とかも含めて、県立高校とか県立病院とか文化施設とか、そういうものを基本的に全て対象として議論をして、その取扱いについて今回答申をいただいたと考えております。

- **白井正子委員** 横浜市域の中にある県有の施設は全てがここに対象となるという説明だったのですけれども、この二重行政のところで問題になるのはこうですよと言われていたことについて、今回この答申で言われている、これも含めて全てのものについての話なのでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 二重行政の例ということではなくて、県が市内に設置している施設の扱いを、では特別市になったときにどうしていくかという議論の中で今回こは答申に示されておりますので、先ほど二重行政が指摘できる施設をターゲットにした記述ではなくて、市内に設置されている県の県有施設についての扱いをどうしていくのかという視点での答申の内容になっております。

- **白井正子委員** それで、特別市になると、今市内にある県有施設が特別市の所管になるという、そういう移管されるという理解でよろしいのでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 要はその扱いをどうしていくかということの議論をこの研究会でしておりまして、それについては基本的にはサービス水準が今まで県民、市民の皆さんが使っていたものの水準が低下してしまう、あるいは特別市になったら特別市が所有をして今までの県民の皆さんが

使えなくなるとか、そういうのは基本的にあり得ませんよねと。基本的には水準は一緒ですよという形で議論をしていただいています。

当然、対象が例えば県から移管を受ける施設もあると思います。それについては、特別市の施設になってもこれまで従前どおりの県民の皆さん全員ちゃんと使えるようにしていくというのは前提ですよということとか、あるいは県側からすると、もう県の区域外に特別市なるから、特例市に移管をして県はまた新しく造るみたいな話をされていますけれども、そういう必要がないようにきちんと対策をしていきたいと思います。ということで、例えば高等学校、県立高校等を移管をしていくとなると非常に時間もかかりますし、やはりそこでの教職員の皆さんの異動の問題とか身分の問題とか様々課題があるので、そこはもう県の施設としてそのまま継続していただいて、運営経費については特別市が支弁をしていけばいいのではないかと、そういった御指摘も含めて今回答申をいただいたということでございます。

- **白井正子委員** それでは、県有施設が新たな特別市へ移管になるということであれば、これまで本市では市有施設を今後はもう増やすことなく1割削減をするというのが大きな目標で掲げていると思うのですが、それでも、それとの整合性はどうかというのがちょっと疑問なのですが、お願いします。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 今の白井委員のお話は、財政ビジョンに出てくるファシリティーマネジメントの中のメルクマールでございます。今の横浜市のサイズと今の制度下における規模の適正化という数値ですので、当然特別市に移行ってなった場合にその目標感、ボリューム感が変わりますので、そのときにはまた新たに委員の皆様方と議論をいたすことに当然なと思います。横浜市が既に10%削減だから、今県民の方が使っているものは受けられないって話にはならないようにしなければいけないと思います。

- **白井正子委員** そのことを1つ伺いました。
それから、先ほども説明の中で少し出てきたのですが、新たな道府県が特別市に移管された施設を改めて当該の道府県内に新設するなどによる多額の費用負担が発生することは生じないと答申で本文のところに書かれているのですが、ちょっとこの意味を伺いたいのなのですが、先ほども説明がありました、県のほうで言われているのは新たな県域に新設する話もあるけれども、そういった新設はしないのだということがこの答申で言われたということなのでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 要は今ある施設が県民の皆さんに使われていて、それを特別市になるから特別市に関してもう1個造るという、そういう必要はありませんよねと、そういう答申の整備になっています。ですから、それは特別市の制度ができて費用負担を県と特別市でどうするかは別として、これまでどおり従前どおりの利用ができるようにすることが県民の皆さんにとっても利便性が変わりますよねと、県民目線から言ってもそのほうがいいですよと、そういう内容の答申になっております。

- **白井正子委員** それから、その答申の本文のところを見ますと、不要の判断となった施設は新たな道府県が処分をするものと考えますと、このような文があるのですが、これについてはこの新たな制度になったときに市民利用施設などがこれからはもう減っていくのではないかと心配になるのですが、ここはどのような意味でこのようなことが書かれているのでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** これあくまでもその議論の中で、特別市のところに例えば県のほうの施設、あるいは置いておいたけれども利用実態からするともう必要ないと、県市間で協議をしたときにはそういったものは処分するということも考えられますよねという、あくまでもそのとき、今必要がないとかという判断をしているわけではなくて、特別市に移行した後の中での協議でそうなったときは

県が所有していた施設は県が処分するという、そういうことを書いてあるという認識でございます。今あるものを前提に処分するとかではなくて、このずっと先の話としてそうなった場合はという、そういうエスキューズで書いているものでございます。

- **白井正子委員** それからもう一点、具体的な市民が使っている県有施設としまして、横浜駅のそばにあります県民サポートセンター、多くの市民の皆さんもそこをよく使ってはいるわけなのですが、ここの答申の中で書かれているようなことが起こるとちょっとどうなるのかなとは思っているのですが、当面は県の施設として継続をして運営経費は特別市が負担することも考えられるという記述を見ると、これ今市民も使っているような施設、移管はされるのだけれども県の施設ですと、運営費は特別市が負担するということになると、また新たな真の二重行政が生まれてくるのではないかなと見えるのですが、これはどのような考えでここに書かれているということなんでしょうか。
- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 二重行政云々ではなくて、あくまでも施設の利用実態に合わせて、これ特別市の移行後のことを書いていますので、法制化をされて特別市に移行するということになったら、当然県有施設の扱いは勝手に特別市が決めるのではなくて、県と特別市の間で協議をして、ではここは移管をしましょう、あるいはここは共同運営をしましょう、あるいはこれは県がそのまま運営をして特別市が費用を負担するとか、そういう具体の議論は移行の段階で決めていく話だと思っておりますので、ここはあくまでも学識者の答申としての一つの考え方として今回示されたというふうな理解でございます。ですから、今委員の御指摘のような具体の話は、それは特別市の移行の中で県としっかり協議をした上で、合意形成を図った上で決定をしていくという形になろうかと思います。
- **白井正子委員** 県との協議は今の制度の中でもやっていただいて、市民利用にプラスになるような市の施設、県の施設、それぞれがなるようにしていただくということは可能だと思いますので、新しい制度になったときにはこうですとお聞きはするのですが、新しい制度にしなければなかなかそこができないということでもないとも思いますので、先ほどの二重行政の解消の話を伺っても今県有施設の特別市への移管の話を伺ってもなかなかちょっと整理ができない、本当に市民にプラスになる制度になるのかなというところがなかなかちょっと伺っても理解ができなかったというところで申し上げておきます。

以上です。

- **伏見幸枝委員** 御説明ありがとうございます。先ほどからいろいろお話出ておりますけれども、横浜市はやはり政令市の中でも全国的に一番最大人口の大きな都市という形の中で、この広域的な災害対応といった部分に関して、特別市になったときにやはり横浜市としてどういったところが迅速的に動けるのかといったようなことでありますとか、今までの中でやはりこういったところがなかなか動きづかったというところなど、そんなところがあればちょっと教えていただきたいと思います。
- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** やはりコロナのときのワクチンの配分とかコロナの対策、危機管理的な対策とか広域調整的な部分で、国の制度がやはり都道府県、市町村という枠組みの制度がしっかり根づいておりますので、どうしても横浜のような大きな大都市についても市町村という扱いの中で特にこれまで災害とか危機管理部分のものについては、あるいは医療なんかもそうですね、都道府県という枠組みになっておりましたので、そこは非常にやっぱり機動性に欠ける、あるいは実態とそぐわないという部分がかなり多々ありましたので、特別市ができることによってよりその機動性を高め、市民の皆さんの安全・安心に資するということをスピーディーにできるようになると考えております。

- **伏見幸枝委員** ありがとうございます。やはりコロナのときに接種券が遅かったという部分ですとか、また感染された方々が療養に入るに当たってもなかなか横浜市内の施設へ入ることができなかったという、そういったようなケースもあった中、なぜ横浜市にいるのに横浜市内の施設に入れないのかという、そういった話も私もいろいろと聞いたところでもありまして、やはりそういったところも、市民の皆様にとっては特別市になることによって、例えば接種券の配布が遅かったということが横浜市が遅いと、やはりこういった権限の下で遅くなってしまおうというところがなかなか市民の皆様方にはまだ御理解いただけていないところもたくさんあると思っております、こういったところも今後特別市になるに当たっては、これ小さい細かい部分ではありますが、やはり準備をしてきたところで国と直結していろいろやることによってそういった感染症の拡大でありますとか、こういったときにも市民の皆様に迅速に横浜市が動くことができるということをもっと市民の皆様方にもアピールしていただけると、またより一層、二重行政のこととかいろいろ財源の話とかもちろん大事でもありますけれども、直結した市民の皆様の命を守る、安全を守るといったところでのこの特別市としての役割という部分をやはりもうちょっとお知らせしていただくと大変理解をしていただける一つのものになるのかなと思っております。そういったところも少し多くの人に知っていただけるようにお願いをしたいと思います。

以上です。

- **こがゆ康弘委員** ありがとうございます。時間もたっておりますので、簡潔に何点か。
1つは四首長懇談会のやり取りです。これ見てみますと、令和4年にはやっていたのですね。それが急に申出をしたにもかかわらず、いやいやそれはできませんということになっています。約4年前に行っていた状況が知事のほうから反対をされる、どういう状況変化があったのか、どんな思惑で反対をしていると考えられるのか、その辺ちょっと伺いたいのですが。
- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 4年前の懇談会が開催されました。このときも当初は法定の先ほど横山委員から御指摘いただいた調整会議を開きたいという形で申入れをしたところ、具体的な二重行政の議論ではないので調整会議は開けませんという形になりまして、では懇談会で議論をしたいということで4年前には知事に受けていただいて懇談会で特別市の議論したと。ただ、双方で議論は当然主張は1つになりませんので、それぞれの主張をして、引き続き議論はしていくということを合意した上でその会議は終わったとなっています。ですから、我々からすると、引き続きそのときに議論は首長間でやっていくという形で合意形成をされているわけですから、ステージ、状況が変わってきた中で改めて議論を求めるという形で今回申入れをしたという経過がございます。
- **こがゆ康弘委員** ただ、その申入れをしたのだけれども、なぜ受け入れられなくなっているのかということなのですね。2回申入れをして2回断られました。その後、ある意味妥協案として知事のほうから6者会議にしましょうねという提案がありました。その提案に対しても、3首長は、いやいやそれはできませんということでお断りをする。これ見ていると何やっているのだろうって。何か市民とか県民は、何かどうしてもこれ冷ややかな目線で見ざるを得ないですね。何か対立をしているよね、何か分断されていて、全然平行線のままで近寄っていかない。これでこの議論が本当に市民を巻き込んで進んでいくのかというのは物すごく心配でなりません。

その中で、最後、7月に3政令市長から、いやいやこういう理由で6者会議を受けられませんという答え出しているのですが、ではプラス2者の場合、どんな話が出るので冷静な議論ができなくなるのか。そこが

もうちょっと説明が、2者が入るとなぜ冷静ではなくなるのかというのがちょっと理解ができない部分でもあると思うので、これどういう理由だということなんですか。

- **橘田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 先ほどもちょっとお話をしましたが、やはり県側の主張が町村会や政令市を除く市町の皆さんにそのまま届いていると。現行の制度の枠組みを前提とした財源の問題とか広域調整の問題とか、そういった形で議論がある意味浸透している中でこの6者の会議をやったときに、その議論をしてもやはりあまり冷静な議論にならないだろうと。同じような主張を政令市側の主張と県とプラスアルファ町村会、市町の皆さんの主張が同じように平行線になってしまうのではないかと。ですから、議論のベースをまずは4者で一致をして、それで議論をしていったほうがいいのではないかということで今回お断りをしているという状況であります。でないと、またそこで対立をして、それぞれの主張をして、議論が終息をしないということであれば建設的な議論になりませんので、やはり我々としては、3政令市としては建設的な議論にステップアップしていきたいということでこれまで知事のほうにもお願いしてきたという経過ありますので、そこで一遍に6者でという形が本当に建設的な議論になるかが非常に疑問だということで、今回それはお断りしたという経過がございます。

- **こがゆ康弘委員** 3政令市が何度も申入れをして、では4者にしましょうとは多分もうならない可能性は高いのではないかなと思うのです。なぜかという、さっき言ったように思惑というのがあって、横山委員のほうから政局と言われましたけれども、やはり県は一般市を巻き込んでどうしても法制化に反対させたいという思惑があるので、その思惑に対して、では3政令市長がどうするのかということはもう少ししっかりと考えていかなければいけなくて、やっぱり重要なことは味方をつくることではないかと思うのです。先ほど2年前に一般市に対してしっかりと説明会開いたと言っていますが、先ほど言ったように、もっと何回もロビー活動なんて山ほどやっていますよ、知事サイドは。それ以上にやっぱりやらないと理解が進まないし、それを覆すような話にならないですね。少なくともやっぱり先ほど来言われている財政的な影響だとか、それは財政力指数とか説明すれば一般市の方だって別に理解できない話ではないです。さらに広域連携の話だって、先ほど言った垂直支援だとか、どういう形でもいかにうにもまだ対抗策、解決策なんてあるわけで、それを財政的なシミュレーションだとか論理的な議論だとかということをしっかりと一般市に説明していかないと覆すことができないのですね。

やっぱり県、こういうのをつくっているのもう御存じだと思います。独立みたいなね。こういう形でやっぱりイメージ先行のミスリードというのをやられてしまっているわけ。これ県議会の方も、みんなこうだからやっぱり難しいよって話になっているわけです。このままだとかなり厳しい状況なので、やっぱりしっかりともう少し特別市になるとこんなことにならないのだという話を多くの方にしっかりと説明をして理解して納得していただかないとこの流れは止められないので、ぜひその部分をお願いをしたいとも思います。これはお願いします。

2点目が、これ構想段階から法制化に向けているというお話が先ほどありました。法制化をしないと幾らこの内容の議論をやっても入れない。法制化ができないともう議論したってその実現にはつながらないわけで、そこをやっぱりしっかりとやっていただきたいのですが、これ第34次地方制度調査会でようやくこうなりましたが、30次のときからようやく34次でこの議論が進もうとしているのですが、この今の議論とかその内容を見ると決して前向きではないです、34次の地方制度調査会の中も。なぜかといえば、事務局は総務局がやっているし、国政をずっと眺めながらどうしようか、どんな結論に持っていこうかという、だからあま

り前向きではないのですよ。それも地方制度調査会の中の議論も変えていかないと最終的には前向きな結論が出ない。これどうやって前向きな議論につなげていくのかって、何かアイデアはございますでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 今御指摘の点については、政令市間でも今議論をまさにしている最中です。これはやっぱり前向きな議論をしていただくための問題提起を政令市側で、それは具体的なシミュレーションの話もそうですし、財政シミュレーションの話もそうですし、補完をしていくスキームをどういう形でつくっていくかということもありますし、知事会サイドからの指摘に対してより論理的・客観的に反証をしていくということも含めて、その議論が前に進んでいくような形のものを政令市間でしっかり議論をして提示をしていこうという形で今まさに調整を図っているところでございます。

- **こがゆ康弘委員** 結局ね、国政を横目で見ながらどうするかという部分があると思うので、ぜひその部分変えていかなければいけないと思います。

1つこの場をお借りして御報告をいたしたいと思うのは、法制化に向けた国の動きなのですが、国レベルの話ではあるのですが、実は今国会で国民民主党から特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案というのを提出をいたしています。これは法制化に向けたその前の段階のいわゆるプログラム法案というのですが、こういう点に留意をして法律案を作成しようといういわゆるプログラム法案というものです。現状ではどうなっているかというと、衆議院では閉会中継続審査、そして参議院では審査未了で廃案ということになってしまっています。

これ先ほど言ったように、我々が望んでいる法制化、特別市の実現のためには法制化というのはもう第一歩なので、様々な政治的な駆け引きや思惑というのがあるのは承知しているのですが、でもこれ実際に特別市を実現するためには法制化の手続はまさに最初の一步で、これがなければ何の前にも進まないの、各会派の皆さん、あるいは政党の皆さんにもお願いしたいのは、ぜひ前向きな議論に加わっていただいて、まずは議論から始めさせてくださいということを最後、御報告とお願いをいたしたいと思います。

以上です。

- **磯部圭太委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇

◎ **閉会宣告**

- **磯部圭太委員長** 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時33分